#### 福島市燃料電池自動車(FCV)導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、水素社会の実現に向け、燃料電池自動車(以下「FCV」という。)を導入した者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、FCV とは搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機 とし内燃機関と併用しない自動車をいう。

### (対象者等)

- 第3条 補助金は、次に掲げる者に対して交付するものとする。
- (1) 市内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。)を有する者(以下「市民」という。)
- (2) 市内に事業所等を有する法人(以下「事業者」という。)
- (3) 前2号に掲げる者 に対してリース販売を行うリース事業者 (以下「リース事業者」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
- (1) 福島市税等を滞納している者 (リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。)
- (2) 福島市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員若 しくは暴力団員と密接な関係を持つ者(リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。)

#### (対象等)

第4条 補助金の対象、要件、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

#### (交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日 (休日等の場合はその前の休日等でない日。)までに、福島市燃料電池自動車 (FCV) 導入補助金交付申請書 (第1号様式) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、リース事業者が申請者となる場合は、FCV の使用者となる市民又は市内事業者に係る下記(4)~(6)の書類も併せて提出するものとする。
- (1) 事業報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 賃貸借契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書(リース事業者に限る。)(第4号様式)
- (4) 暴力団員等でない旨の誓約書
- (5) 現住所の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し (市民が補助事業者又はFCVの使用者となる場合に限る。)
- (6) 商業登記簿(法人登記簿含む。以下、商業登記簿等) 謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部 証明書(市民が補助事業者となる場合を除く。)の写し
- (7) 市税完納証明書(リース事業者が申請者の場合に限る。)
- (8) 対象の自動車車検証の写し

- (9) 売買契約書の写し
- (10) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し(金融機関名、支店等名、 口座番号及び口座名義人の分かるもの)
- (11) その他市長が必要と認めて指示する書類
- 2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。
- 3 申請は、オンライン申請、郵送または直接持参の方法により先着順に行うものとする。
- 4 受け付けた申請に係る補助の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

## (交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否 を決定するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

### (確定通知等の併合)

第7条 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

#### (補助金の請求)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、福島市燃料電池自動車 (FCV) 導入促進事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

### (オンライン申請方式)

第9条 第5条の交付申請から第8条の補助金の請求にいたる手続きについては、専用申請フォームにて必要事項を入力・送信することで提出に代えることができる。(リース事業者が申請者の場合を除く。)なお、各手続きにおける添付書類については、申請フォームにて添付書類に該当するデータ(写真等)を添付するものとする。

#### (交付決定の取消し)

- 第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) その他補助金の使途が不適当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助事業完了後の報告義務)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後5年間は、FCV の利用状況等について市が実施する調査に応じなければならない。また、当該調査により収集した情報は福島市に帰属することとする。

(財産処分)

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ福島市燃料電池自動車(FCV)処分承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、4年とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
FCV	(1) 申請年度内に、自家用・事業用別	車両本体の購入に係る	補助対象経費以内
	の欄が「自家用」の自動車検査証の交	経費	の額とし、200,000
	付を受け、購入代金を全額支払った新		円を限度とし、予
	車であること。		算の範囲内で定め
	(2) 導入するFCVについて、本市内を		る額とする。
	拠点とした使用が可能であること(自		
	動車検査証における使用の本拠の位置		
	が本市内であるとして登録されている		
	こと。		
	(3) リース事業者が申請者となる場合		
	は、当該補助による補助金相当額が		
	FCVの使用者が負担するリース料に充		
	当されること。		
	(4)自動車販売業者が使用者となる場		
	合は、車両の販売促進活動に使用され		
	ない(同車種のFCVを販売する見込み		
	がない) こと。		
	(5)補助金の交付を受けようとするFCV		
	に対するこの要綱に基づく補助金以外		
	の地方公共団体(県を除く)の補助		
	金、交付金及びその他これに類するも		
	のの交付を受けていないこと又は交付		
	を受ける予定がないこと。		

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

電話番号

※事業者又はリース事業者の場合は、代表者の職・氏名

# 福島市燃料電池自動車(FCV)導入補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、福島市燃料電池自動車(FCV)導入補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

補助事業の名称	福島市燃料電池自動車(FCV)導入促進補助事業	
購入費用 (税抜き)		円
申請額		円
摘要		

- 2 市税等の納付状況照会(申請者が市民、事業者の場合に限る。)
- □ 申請者は、福島市燃料電池自動車 (FCV) 導入補助金の交付申請に伴い、福島市税等 (延滞金含む) について、納付状況 (税目・税額等) の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。申請者が事業者の場合 (指定番号:009)
- ※ リース事業者が申請者の場合は、使用者の市民、事業者も含めた完納証明の添付が必要です。
- 3 市税等未滞納についての確認
- □ 市税等に滞納がないことを確認し、申請しています。
- ※ リース事業者が申請者の場合は、使用者の市民、事業者も含む

## 4 暴力団員等でない旨の誓約書

私は、福島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員もしくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約します。

※リース事業者が申請者となる場合は、FCVの使用者の市民、事業者も含む

年 月 日

住所

氏名

# 5 添付書類

(共通)

- (1) 事業報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 対象の自動車車検証の写し(使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの。)
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し(金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの)

## (申請者が個人の場合)

(1) 現住所の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し

#### (申請者が法人の場合)

(1) 商業登記簿等謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(発行日から3ヵ月以内)の写し

#### (申請者がリース業者の場合)

- (1) 賃貸借契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書 (第4号様式)
- (2) 市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し
- (3) 商業登記簿等謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(使用者が市内事業者の場合は市 内事業者分も含め)の写し
- (4) 市税完納証明書(使用者も含む。)

# 事業報告書

補具	助事業の名称	福島市燃料電池自動車(FCV)導入促進補助事業
	種別	FCV
	氏名 (※1)	
	担当者氏名(※2)	
申請者	住所	
	電話番号	
	E-mail	
	メーカー名	
	車名・形式	
導入内容	自動車検査証交付日	
	使用者(※3)	
	使用者住所(※3)	

- ※1 事業者又はリース事業者の場合は、事業者名と代表者の職・氏名
- ※2 市民の場合記載不要
- ※3 リース事業者の場合のみ記載

# 収支決算書

# 1 収入の部

(単位:円)

項目	決 算 額	摘   要
自己資金		
国補助金		
県補助金		
市補助金		
合 計		

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まない。

※国・県補助金を申請中の場合は、その申請額を記載の上摘要欄にその旨記載すること。

2 支出の部

(単位:円)

項目	決算額	摘要
車両本体		
合 計		

福島市長様

申請者住所

リース事業者名 代表者職・氏名 (電話番号 )

# 貸与料金の算定根拠明細書

# 1 リース先

市民・事業者名	
所在地	
代表者職・氏名	
※事業者の場合	

# 2 リース内容

種別	FCV	FCV			
メーカー名					
車名・形式					
リース期間					
	国				
補助金相当額	県			補助金 合 計	
	市				円
リース料総額	補助金	なしの場合			円
リー 本社総領	補助金ありの場合				円
日毎日、マル	補助金	なしの場合			円
月額リース料	補助金	きありの場合			円

※上記金額はすべて消費税は含まない。

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

電話番号

# 福島市燃料電池自動車(FCV)導入補助金交付請求書

福島市燃料電池自動車 (FCV) 導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日 指 令 番 号 指令 第	— 号
補助事業の名称	福島市燃料電池自動車(FCV)導入促進補助事業	
補助金の請求金額		円

# 口座振込依頼書

金融機関名	銀 行 金 庫 組 合 農 協	本 店 支店・支所 出張所
預金種別	□ 普通 □ 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		
添付書類	振込先の通帳等のコピー(銀行名の)	・支店名・口座番号・口座名義人のわかるも

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

電話番号

# 福島市燃料電池自動車(FCV)処分承認申請書

福島市燃料電池自動車 (FCV) 導入促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおりFCV 財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日 指令番号 指令 第 号
処分の方法	該当する項目を〇で囲んでください 売 却 ・ 譲 渡 ・ 交 換 ・ 貸 与 ・ 担 保 ・ 廃 棄 リース契約者の変更・その他 ( )
処分の時期	年 月 日
処分の理由	
処分の条件	処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください